

伊勢市境界確認事務処理要領

平成27年4月1日

最終改正 令和4年3月15日

(趣旨)

第1条 この要領は、公共土木財産と申請地との境界を確認するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共土木財産 市が管理する道路、河川、水路その他公共の用に供されている土地をいう。
- (2) 申請地 公共土木財産に隣接する土地のうち当該公共土木財産との境界を確認しようとする土地をいう。
- (3) 隣接地 申請地に隣接する土地（公共土木財産を除く。）をいう。
- (4) 所有者 表題部所有者（不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第10号に規定する表題部所有者をいう。）又は所有権の登記名義人をいう。
- (5) 境界立会 公共土木財産と申請地との境界を確認するため、市及び申請地の所有者が現地において協議することをいう。
- (6) 境界確認 境界立会の結果、合意に基づき境界を確認することをいう。

(申請者)

第3条 境界確認を申請することができる者（以下「申請者」という。）は、申請地の所有者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める者を申請者とする。

- (1) 申請地の所有者が法人である場合 当該法人の代表者とする。ただ

し、法人が解散し、又は倒産した場合は、清算人又は管財人とする。

(2) 申請地が共有されている場合 当該申請地の共有者全員とする。ただし、共有者のうち一部の者が他の共有者全員から委任を受けたときは、当該委任を受けた者とする。

(3) 申請地の所有者が死亡している場合 相続人全員とする。ただし、相続人の一部の者が他の相続人全員から委任を受けたときは、その委任を受けた者とする。

(4) 申請地の所有者が未成年、成年被後見人等である場合 当該未成年、成年被後見人等の法定代理人とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(境界確認の申請)

第4条 申請者は、境界確認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 位置案内図

(2) 公図の写し

(3) 申請地の土地全部事項証明書(交付日以後3月以内のもの)若しくはその写し又は所有権を確認できる書類

(4) 隣接土地所有者一覧表(様式第2号)又は隣接地の土地登記事項要約書

(5) 委任状(申請者が委任を受けている場合)

(6) 法定代理人であることを証する書類(申請者が法定代理人である場合)

(7) その他市長が必要と認める書類

(書類審査等)

第5条 市長は、申請書に形式上の不備があると認めるときは、申請者に

対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、市長は、申請者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

- 2 市長は、申請書の提出を受けたときは、参考となる資料の収集、調査及び現地確認を行い、申請者に対して、境界立会の日時その他必要な事項についてあらかじめ連絡するものとする

(申請の取下げ)

第6条 申請者は、第4条の規定による申請を取り下げるときは、境界確認申請取下届（様式第3号）を市長に提出するものとする

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請書が提出された日から6月が経過しても、境界立会が行われないときは、当該申請書に係る申請を取り下げられたものとみなすことができる。

(境界立会)

第7条 申請者は、隣接地の所有者その他利害関係者に立会の依頼をしなければならない。

- 2 市長は、必要があるときは申請者に対して、対側地（申請地に対して公共土木財産を挟んだ反対側の土地をいう。）の所有者、自治会長等に立会の依頼をするよう求めるものとする。

- 3 市長は、隣接土地所有者一覧表等により境界立会に出席した者（以下「立会出席者」という。）を確認し、境界立会者名簿（様式第4号）に署名を求めるものとする。

- 4 申請者は、境界確認の協議が成立したときは、境界標を設置するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、市が設置するものとする。

(境界立会の結果の記録)

第8条 市長は、境界立会の結果を境界立会結果報告（様式第5号）に記録するものとする。

- 2 前項の境界立会結果報告には、境界確認をした箇所に申請者等を含めた写真等の関係書類を添付するものとする

(境界確認書の作成)

第9条 境界確認書(様式第6号。以下「確認書」という。)を作成しようとする者は、次に掲げる書類を添えて、必要部数及び市の保存用1部を市長に提出するものとする。

- (1) 境界確認図(境界線を表示し、境界標の位置、境界線の断面、恒久的地物からの距離等を明示する等、復元可能な実測による平面図をいう。以下同じ。)

- (2) その他市長が必要と認める書類

- 2 確認書に使用する印は実印とし、印鑑に関する証明書又はその写しを添付するものとする。ただし、申請者でない者はこの限りでない。

- 3 境界確認図を含めた確認書が2枚以上の用紙からなる場合は、確認書に記名押印した者全員の割印を要するものとする。

- 4 確認書に係る土地の所有者が死亡している場合は、相続人全員の記名押印によることとする。ただし、相続人を代表する者が境界確認に関する確約書(様式第7号)を添えて境界について相違ない旨を確認できた場合はこの限りでない。

- 5 確認書に係る土地の所有権が共有の場合は、共有者全員の記名押印によることとする。ただし、共有者を代表する者が境界確認に関する確約書を添えて境界について相違ない旨を確認できた場合はこの限りでない。

(境界確定通知書)

第10条 市長は、申請者から確認書の提出があった場合は、その内容を確認し、境界確認報告書(様式第8号)を作成し、確認書1部を保存するとともに、残部を境界確認通知書(様式第9号)と割印のうえ申請者に交付するものとする。

(証明書の交付)

第11条 確認書の原本証明書の交付を受けようとする者は、境界確認書原本証明申請書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

2 前項の証明書の交付を申請することができる者は、申請地又は隣接地の所有者その他直接の利害関係を有する者とする。

3 証明書の交付に係る手数料は、伊勢市手数料徴収条例(平成17年伊勢市条例第56号)の定めるところによる。

(境界確認を行わない場合)

第12条 市長は、既に境界確認を行った箇所について申請があった場合に、第8条に規定する記録等から改めて境界確認を行う必要がないと認めるときは、境界確認を行わないものとする。

(様式)

第13条 この要領に定める様式については、同等の内容の書類によることができる。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月15日)

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前に申請書が提出され、施行の日において境界立会が行われていないものについては、改正後の第6条第2項の規定中「申請書が提出された日」とあるのは「平成31年4月1日」と読み替えて、同項の規定を適用するものとする。

附 則（令和４年３月15日）

（施行期日）

この要領は、令和４年４月１日から施行する。